

2. 児童相談所関係データ

平成22年度 児童相談所及び一時保護所設置状況

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	21年度 (H21.5.1現在)				22年度 (H22.4.1現在)				増△減数			
	児童相談所	支所を 有する 児童相 談所数	支所の 数	一時保護所	児童相談所	支所を 有する 児童相 談所数	支所の 数	一時保護所	児童 相談所	支所を 有する 児童相 談所数	支所数	一時 保護所
北海道	8	1	1	8	8	1	1	8	0	0	0	0
青森県	6	0	0	1	6	0	0	1	0	0	0	0
岩手県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
宮城県	3	1	1	1	3	1	1	1	0	0	0	0
秋田県	3	0	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0
山形県	2	1	2	2	2	1	2	2	0	0	0	0
福島県	4	3	3	4	4	3	3	4	0	0	0	0
茨城県	3	1	2	1	3	1	2	1	0	0	0	0
栃木県	3	0	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0
群馬県	3	0	0	1	3	1	1	1	0	1	1	0
埼玉県	6	0	0	3	6	1	1	3	0	1	1	0
千葉県	6	0	0	5	6	0	0	5	0	0	0	0
東京都	11	1	2	6	11	1	2	6	0	0	0	0
神奈川県	5	0	0	3	5	0	0	3	0	0	0	0
新潟県	5	1	1	3	5	1	1	3	0	0	0	0
富山県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
石川県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
福井県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
山梨県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
長野県	5	0	0	2	5	0	0	2	0	0	0	0
岐阜県	5	0	0	2	5	0	0	2	0	0	0	0
静岡県	4	1	1	2	5	0	0	2	1	△1	△1	0
愛知県	10	0	0	1	10	0	0	1	0	0	0	0
三重県	5	0	0	2	5	0	0	2	0	0	0	0
滋賀県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
京都府	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
大阪府	6	0	0	1	6	0	0	1	0	0	0	0
兵庫県	5	3	3	1	5	3	3	1	0	0	0	0
奈良県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
和歌山県	2	1	1	1	2	1	1	1	0	0	0	0
鳥取県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
島根県	4	1	1	4	4	1	1	4	0	0	0	0
岡山県	3	1	2	2	3	1	3	2	0	0	1	0
広島県	3	0	0	2	3	0	0	2	0	0	0	0
山口県	5	0	0	1	5	0	0	1	0	0	0	0
徳島県	3	0	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0
香川県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
愛媛県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
高知県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
福岡県	6	0	0	4	6	0	0	4	0	0	0	0
佐賀県	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
長崎県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
熊本県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
大分県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
宮崎県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
鹿児島県	3	0	0	2	3	0	0	2	0	0	0	0
沖縄県	2	1	1	1	2	1	1	1	0	0	0	0
札幌市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
仙台市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
さいたま市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
千葉市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
横浜市	4	0	0	3	4	0	0	3	0	0	0	0
川崎市	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
新潟市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
静岡市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
浜松市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
名古屋市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
京都市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
大阪市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
堺市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
神戸市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
岡山市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
広島市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
北九州市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
福岡市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
横須賀市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
金沢市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
熊本市	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
合計	201	18	22	124	204	19	24	124	3	1	2	0

※相模原市及び熊本市は、平成22年度より児童相談所を設置

平成22年度 児童福祉司、児童心理司の配置状況について

	児童福祉司 の配置員数 (22.4.1) A	児童福祉司 の配置員数 (21.4.1) B	対前年 増減人員 (A-B)	児童心理司 の配置員数 (22.4.1) C	児童心理司の 配置員数の (21.4.1) D	対前年 増減人員 (C-D)
北海道	70	65	5	36	36	0
青森県	37	43	▲6	20	19	1
岩手県	24	21	3	13	13	0
宮城県	24	40	▲16	21	19	2
秋田県	20	19	1	12	11	1
山形県	20	20	0	13	13	0
福島県	34	34	0	14	17	▲3
茨城県	45	45	0	20	20	0
栃木県	39	37	2	23	23	0
群馬県	32	43	▲11	19	19	0
埼玉県	123	113	10	41	38	3
千葉県	82	82	0	52	41	11
東京都	175	173	2	58	58	0
神奈川県	56	70	▲14	33	28	5
新潟県	37	36	1	10	16	▲6
富山県	16	17	▲1	7	7	0
石川県	17	17	0	15	14	1
福井県	13	13	0	8	6	2
山梨県	14	14	0	8	10	▲2
長野県	37	37	0	18	18	0
岐阜県	35	35	0	10	11	▲1
静岡県	40	39	1	19	22	▲3
愛知県	107	105	2	31	33	▲2
三重県	32	33	▲1	21	19	2
滋賀県	29	30	▲1	16	15	1
京都府	32	32	0	18	16	2
大阪府	137	134	3	39	34	5
兵庫県	77	77	0	35	35	0
奈良県	25	24	1	9	9	0
和歌山県	20	20	0	14	14	0
鳥取県	19	18	1	11	13	▲2
島根県	18	16	2	12	12	0
岡山県	26	25	1	21	26	▲5
広島県	33	33	0	17	15	2
山口県	29	29	0	15	17	▲2
徳島県	18	16	2	12	12	0
香川県	21	20	1	10	10	0
愛媛県	28	26	2	11	9	2
高知県	26	22	4	14	12	2
福岡県	58	53	5	19	17	2
佐賀県	13	13	0	10	9	1
長崎県	24	27	▲3	13	14	▲1
熊本県	24	31	▲7	10	11	▲1
大分県	23	24	▲1	16	15	1
宮崎県	21	19	2	12	10	2
鹿児島県	27	27	0	11	16	▲5
沖縄県	39	36	3	14	12	2
札幌市	24	27	▲3	13	12	1
仙台市	19	19	0	13	12	1
さいたま市	22	22	0	9	8	1
千葉市	20	16	4	6	12	▲6
横浜市	81	81	0	25	24	1
川崎市	32	27	5	10	10	0
相模原市	13	-	13	11	-	11
新潟市	11	14	▲3	5	8	▲3
静岡市	16	14	2	7	6	1
浜松市	20	20	0	9	8	1
名古屋市	45	42	3	10	12	▲2
京都市	41	41	0	11	12	▲1
大阪市	62	54	8	23	15	8
堺市	21	21	0	10	10	0
神戸市	32	30	2	13	13	0
岡山市	19	17	2	11	10	1
広島市	20	18	2	5	5	0
北九州市	17	18	▲1	5	5	0
福岡市	25	24	1	7	6	1
横須賀市	13	9	4	8	7	1
金沢市	11	11	0	6	6	0
熊本市	17	-	17	10	-	10
合計	2,477	2,428	49	1,108	1,065	43

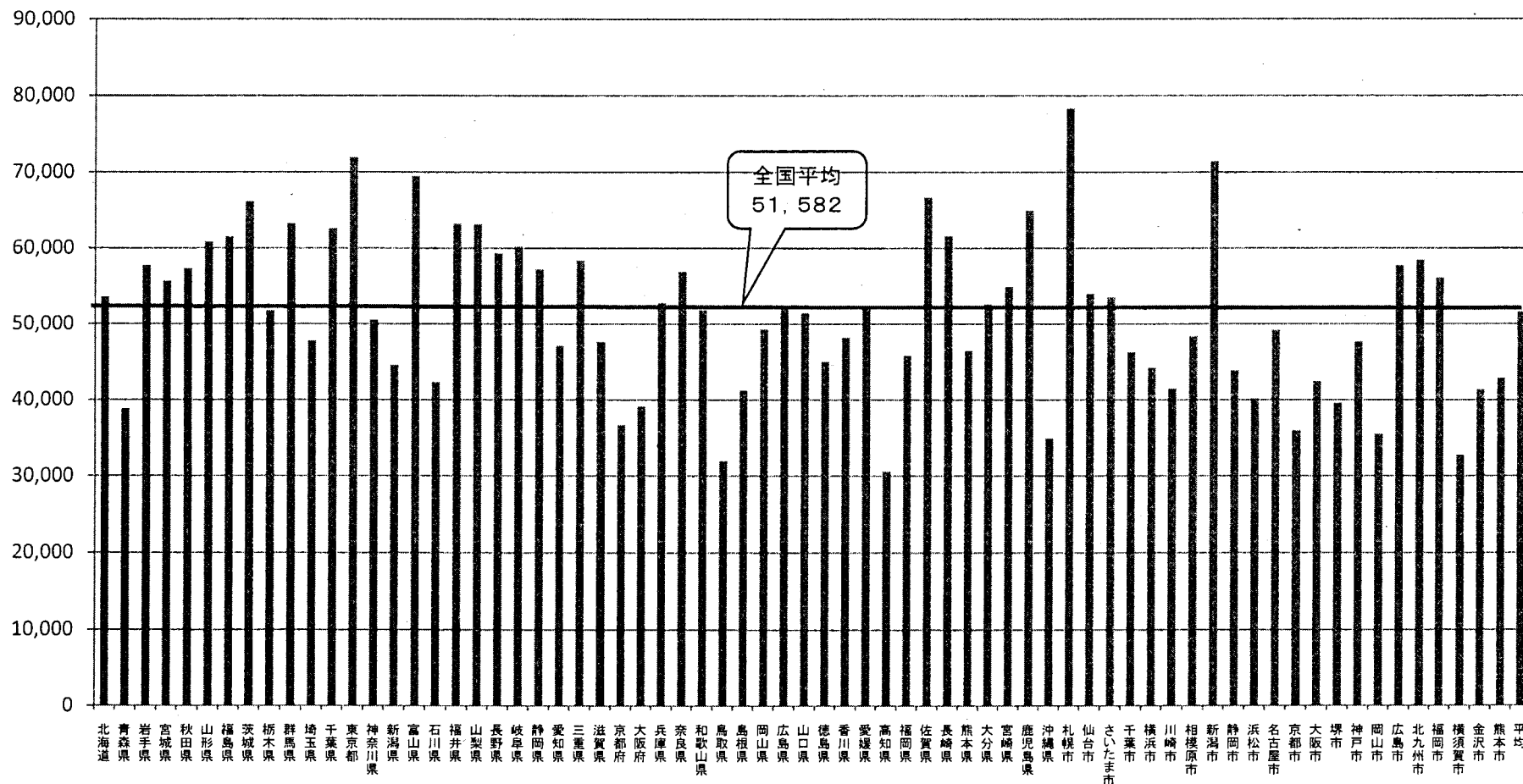
※相模原市及び熊本市は、平成22年度より児童相談所を設置

平成22年度 都道府県別児童福祉司の管轄人口

○ すべての自治体で、児童福祉法施行令第2条に定める児童福祉司の配置標準を(5~8万)満たすか、あるいはそれを超えて配置されている。(人口は、平成17年10月1日国勢調査)

5~8万 37 自治体
5万未満 32 自治体

55



平成22年度 スーパーバイザーの配置状況について

	スーパーバイザーの配置員数 (22.4.1) A	スーパーバイザーの配置員数 (214.1) B	対前年 増減人員 (A-B)
北海道	8	8	0
青森県	6	11	▲5
岩手県	3	3	0
宮城県	8	9	▲1
秋田県	4	2	2
山形県	3	3	0
福島県	8	8	0
茨城県	13	13	0
栃木県	10	10	0
群馬県	0	1	▲1
埼玉県	17	17	0
千葉県	23	28	▲5
東京都	15	14	1
神奈川県	18	20	▲2
新潟県	8	7	1
富山県	4	4	0
石川県	1	1	0
福井県	3	3	0
山梨県	1	1	0
長野県	6	5	1
岐阜県	0	0	0
静岡県	9	9	0
愛知県	15	15	0
三重県	14	13	1
滋賀県	9	9	0
京都府	4	4	0
大阪府	35	33	2
兵庫県	5	6	▲1
奈良県	5	4	1
和歌山県	7	8	▲1
鳥取県	10	10	0
島根県	11	9	2
岡山県	4	9	▲5
広島県	12	10	2
山口県	10	10	0
徳島県	2	3	▲1
香川県	11	6	5
愛媛県	1	1	0
高知県	9	8	1
福岡県	12	7	5
佐賀県	1	1	0
長崎県	11	11	0
熊本県	6	7	▲1
大分県	7	8	▲1
宮崎県	3	3	0
鹿児島県	6	7	▲1
沖縄県	11	6	5
札幌市	6	6	0
仙台市	8	7	1
さいたま市	6	3	3
千葉市	2	1	1
横浜市	20	16	4
川崎市	6	4	2
相模原市	4	-	4
新潟市	1	3	▲2
静岡市	1	1	0
浜松市	3	3	0
名古屋市	16	14	2
京都市	11	11	0
大阪市	12	8	4
堺市	3	3	0
神戸市	11	4	7
岡山市	2	3	▲1
広島市	2	2	0
北九州市	4	4	0
福岡市	5	4	1
横須賀市	0	0	0
金沢市	0	0	0
熊本市	3	-	3
合計	515	482	33

※スーパーバイザー数については、所長・次長等が兼務している場合を除く
 ※相模原市及び熊本市は、平成21年度より児童相談所を設置

都道府県等別 児童相談所における警察官・教員等の配置状況

(単位:人)

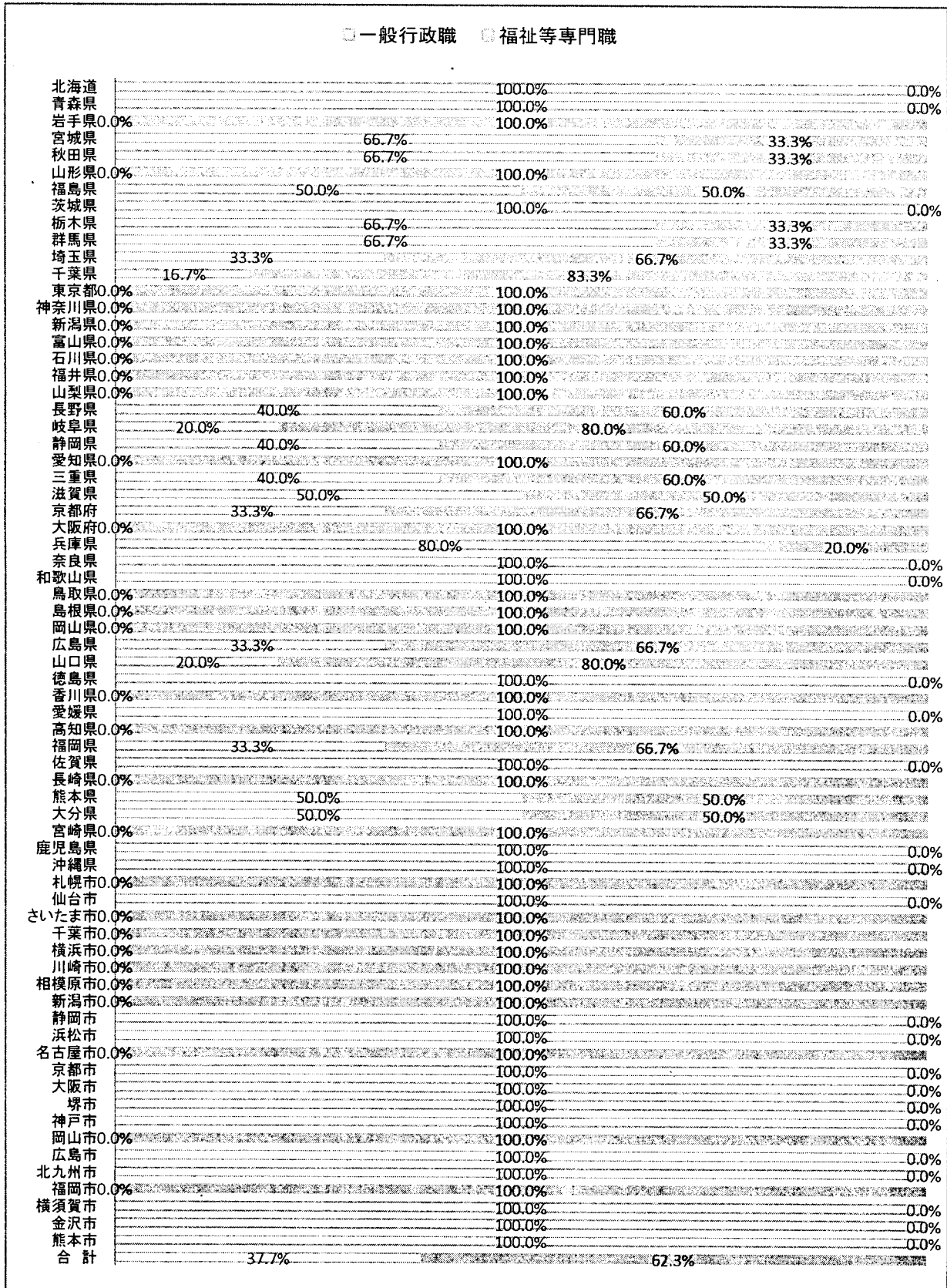
都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				電話・受付相談員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
北海道								16						1			0	1	0	16
青森県																	0	0	0	0
岩手県														1		1	0	1	0	1
宮城県			6				2										0	0	8	0
秋田県																	0	0	0	0
山形県																1	0	0	0	1
福島県																	0	0	0	0
茨城県			2												2		0	0	4	0
栃木県			3														0	0	3	0
群馬県										1					2		0	1	2	0
埼玉県																	0	0	0	0
千葉県			10				3										0	0	13	0
東京都													1			8	1	0	0	8
神奈川県							4									6	0	0	4	6
新潟県																	0	0	0	0
富山県																	0	0	0	0
石川県			1									1			1	1	0	0	2	2
福井県																3	0	0	0	3
山梨県														1			0	1	0	0
長野県																2	0	0	0	2
岐阜県			5				1				2				2	1	0	0	10	1
静岡県			7								1						0	0	8	0
愛知県														2		2	0	2	0	2
三重県							2				2				2	3	0	0	6	3
滋賀県																	0	0	0	0
京都府																	0	0	0	0
大阪府																	0	0	0	0
兵庫県														5			0	5	0	0
奈良県																	0	0	0	0
和歌山県																	0	0	0	0
鳥取県															3		0	0	3	0
島根県																	0	0	0	0
岡山県												1				3	0	0	0	4
広島県			2				1								2		0	0	4	1
山口県						1				1		4					0	2	0	4
徳島県			3												1		0	0	4	0
香川県														1			0	1	0	0

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				電話・受付相談員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
愛媛県																	0	0	0	0
高知県			3					2							1		0	0	4	2
福岡県												2				6	0	0	0	8
佐賀県			2										1				1	0	2	0
長崎県														1	2		0	1	2	0
熊本県			3											1			0	1	3	0
大分県			1				2			1				2			0	3	3	0
宮崎県			7					4				5					0	0	7	9
鹿児島県												2		1		8	0	1	0	10
沖縄県																	0	0	0	0
札幌市			1													2	0	0	1	2
仙台市															4		0	0	4	0
さいたま市																	0	0	0	0
千葉市							2			2							0	2	2	0
横浜市																				12
川崎市																4	0	0	0	4
相模原市										2		1					0	2	0	1
新潟市								1						1		2	0	1	0	3
静岡市															2	1	0	0	2	1
浜松市			2					1									0	0	2	1
名古屋市															1		0	0	1	0
京都市															1		0	0	1	0
大阪市														1			0	1	0	0
堺市						2				1					1	2	0	3	1	2
神戸市														1		2	0	1	0	2
岡山市														1		2	0	1	0	2
広島市			1				1							1			0	1	2	0
北九州市			4				2							4	4	7	0	4	10	7
福岡市										1		2					0	1	0	2
横須賀市																2	0	0	0	2
金沢市						2		1									0	2	0	1
熊本市	1		2									1					1	0	2	1
合計	1	0	65	0	0	5	19	26	0	9	5	19	2	25	31	81	3	39	120	126

※ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ(平成22年4月1日現在)

平成22年度 所長の採用区分構成割合

○ 所長においては、全国平均で福祉等専門職による採用が約62%となっている。



平成22年度 児童福祉司の採用区分構成割合

○ 児童福祉司においては、全国平均で福祉等専門職による採用が約63%となっている。

	一般行政職	福祉等専門職
北海道	81.4%	18.6%
青森県	100.0%	0.0%
岩手県	33.3%	66.7%
宮城県	50.0%	50.0%
秋田県	100.0%	0.0%
山形県	50.0%	50.0%
福島県	32.4%	67.6%
茨城県	77.8%	22.2%
栃木県	69.4%	30.6%
群馬県	90.6%	9.4%
埼玉県	5.7%	94.3%
千葉県	3.7%	96.3%
東京都	26.3%	73.7%
神奈川県	0.0%	100.0%
新潟県	0.0%	100.0%
富山県	0.0%	100.0%
石川県	0.0%	100.0%
福井県	0.0%	100.0%
山梨県	0.0%	100.0%
長野県	0.0%	100.0%
岐阜県	40.0%	60.0%
静岡県	40.0%	60.0%
愛知県	4.7%	95.3%
三重県	73.3%	26.7%
滋賀県	48.3%	51.7%
京都府	56.3%	43.8%
大阪府	0.0%	100.0%
兵庫県	48.1%	51.9%
奈良県	56.0%	44.0%
和歌山県	15.0%	85.0%
鳥取県	0.0%	100.0%
島根県	44.4%	55.6%
岡山県	0.0%	100.0%
広島県	69.7%	30.3%
山口県	58.6%	41.4%
徳島県	72.2%	27.8%
香川県	4.8%	95.2%
愛媛県	78.6%	21.4%
高知県	11.5%	88.5%
福岡県	62.1%	37.9%
佐賀県	100.0%	0.0%
長崎県	4.2%	95.8%
熊本県	69.6%	30.4%
大分県	100.0%	0.0%
宮崎県	19.0%	81.0%
鹿児島県	70.4%	29.6%
沖縄県	14.3%	85.7%
札幌市	41.7%	58.3%
仙台市	89.5%	10.5%
さいたま市	31.8%	68.2%
千葉市	50.0%	50.0%
横浜市	0.0%	100.0%
川崎市	9.4%	90.6%
相模原市	7.7%	92.3%
新潟市	18.2%	81.8%
静岡市	100.0%	0.0%
浜松市	100.0%	0.0%
名古屋市	100.0%	0.0%
京都市	73.2%	26.8%
大阪市	14.3%	85.7%
堺市	19.0%	81.0%
神戸市	6.3%	93.8%
岡山市	36.8%	63.2%
広島市	90.0%	10.0%
北九州市	64.7%	35.3%
福岡市	84.0%	16.0%
横須賀市	100.0%	0.0%
金沢市	100.0%	0.0%
熊本市	82.4%	17.6%
合計	37.2%	62.8%

平成22年度 児童心理司の採用区分構成割合

○ 児童心理司においては、全国平均で福祉等専門職による採用が約90%となっている。

	□ 一般行政職	■ 福祉等専門職
北海道	41.7%	58.3%
青森県0.0%	100.0%	
岩手県0.0%	100.0%	
宮城県0.0%	100.0%	
秋田県0.0%	100.0%	
山形県	27.3%	72.7%
福島県0.0%	100.0%	
茨城県		0.0%
栃木県0.0%	100.0%	
群馬県	13.3%	86.7%
埼玉県0.0%	100.0%	
千葉県0.0%	100.0%	
東京都0.0%	100.0%	
神奈川県0.0%	100.0%	
新潟県0.0%	100.0%	
富山県0.0%	100.0%	
石川県0.0%	100.0%	
福井県0.0%	100.0%	
山梨県0.0%	100.0%	
長野県0.0%	100.0%	
岐阜県	20.0%	80.0%
静岡県0.0%	100.0%	
愛知県0.0%	100.0%	
三重県0.0%	100.0%	
滋賀県0.0%	100.0%	
京都府0.0%	100.0%	
大阪府0.0%	100.0%	
兵庫県0.0%	100.0%	
奈良県0.0%	100.0%	
和歌山県0.0%	100.0%	
鳥取県0.0%	100.0%	
島根県0.0%	100.0%	
岡山県0.0%	100.0%	
広島県0.0%	100.0%	
山口県0.0%	100.0%	
徳島県0.0%	100.0%	
香川県0.0%	100.0%	
愛媛県0.0%	100.0%	
高知県	7.1%	92.9%
福岡県0.0%	100.0%	
佐賀県		0.0%
長崎県0.0%	100.0%	
熊本県0.0%	100.0%	
大分県0.0%	100.0%	
宮崎県0.0%	100.0%	
鹿児島県0.0%	100.0%	
沖縄県0.0%	100.0%	
札幌市0.0%	100.0%	
仙台市		0.0%
さいたま市0.0%	100.0%	
千葉市0.0%	100.0%	
横浜市0.0%	100.0%	
川崎市0.0%	100.0%	
相模原市0.0%	100.0%	
新潟市0.0%	100.0%	
静岡市		0.0%
浜松市		0.0%
名古屋市		0.0%
京都市0.0%	100.0%	
大阪市0.0%	100.0%	
堺市0.0%	100.0%	
神戸市0.0%	100.0%	
岡山市	10.0%	90.0%
広島市0.0%	100.0%	
北九州市0.0%	100.0%	
福岡市	42.9%	57.1%
横須賀市		0.0%
金沢市	75.0%	25.0%
熊本市	60.0%	40.0%
合計	9.7%	90.3%

児童相談所における安全確認を行う際の 「時間ルール」の設定状況について

趣旨

- 平成19年1月の「児童相談所運営指針」の見直しにより、児童相談所に虐待通告がなされた際の安全確認を行う時間ルールについて「48時間以内とすることが望ましい」と定められるとともに、各自治体ごとに安全確認を行う際の所定時間を設定することとされた。

(参考)児童相談所運営指針(抄)

安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

現状等

- 平成22年4月1日現在の「時間ルール」の設定状況は以下のとおり。

【設定自治体数】 69自治体(設定率100%)

【設定時間】 48時間以内:65自治体

24時間以内: 4自治体(群馬県、福井県、鳥取県、長崎県)

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

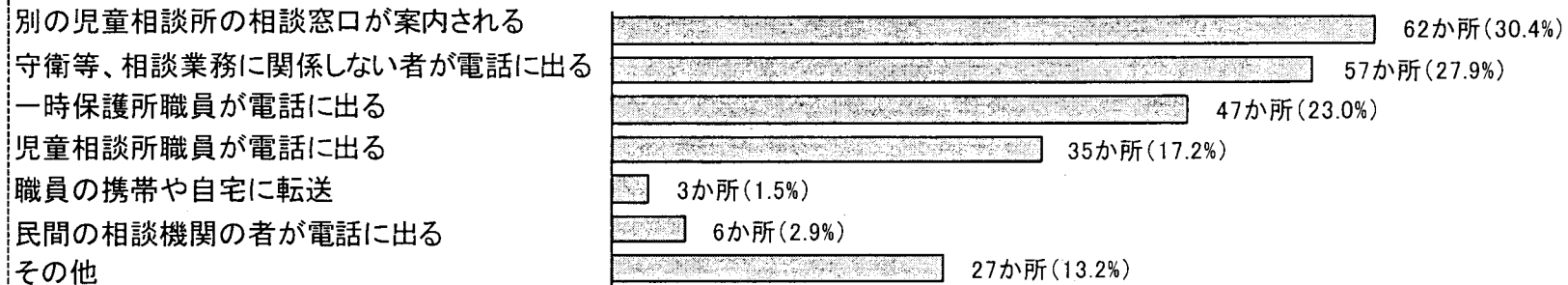
児童相談所における夜間・休日の相談体制

- 平成22年4月1日現在、全ての児童相談所において夜間・休日の相談体制の整備が図られている。(全児童相談所数:204か所)
 具体的な対応方法は以下のとおり。

【電話相談の受付体制】

- 電話に出る者については、「別の児童相談所の相談窓口が案内される」が30.4%と最も多く、次いで「守衛など相談業務に関連しない者」が27.9%であった。(複数回答)

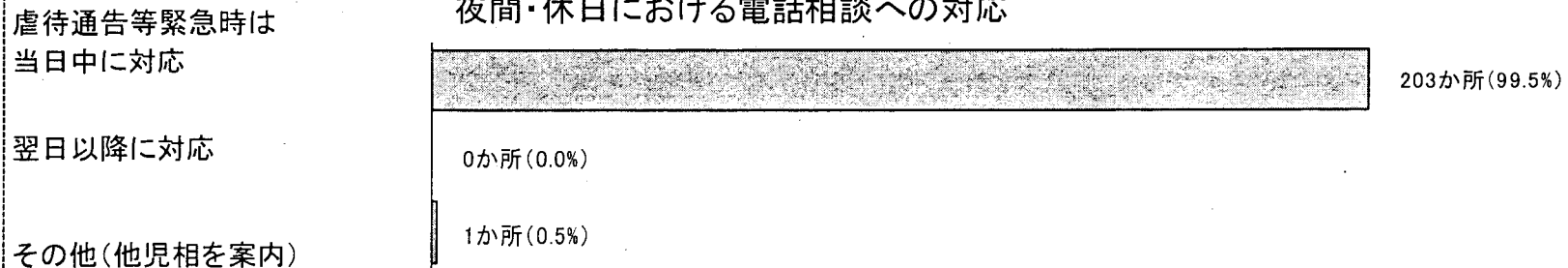
夜間・休日における電話相談の受付体制



【電話相談への対応】

- 電話相談への対応は、おおむね当日中に対応。

夜間・休日における電話相談への対応



児童相談所における虐待対応のための協力医療機関との協力・連携状況

【現状】

○平成22年4月1日現在、193か所(94.6%)の児童相談所における地域の医療機関との協力・連携体制の整備を行っている。

(※平成21年4月1日時点では、181か所(91.0%))

※ 全児童相談所数:204カ所
(平成22年4月1日現在)

自治体名	連携あり	連携なし	
			予定あり
北海道	8	0	0
青森県	1	5	0
岩手県	3	0	0
宮城県	3	0	0
秋田県	3	0	0
山形県	2	0	0
福島県	4	0	0
茨城県	3	0	0
栃木県	3	0	0
群馬県	3	0	0
埼玉県	6	0	0
千葉県	6	0	0
東京都	11	0	0
神奈川県	5	0	0
新潟県	5	0	0
富山県	2	0	0
石川県	2	0	0

自治体名	連携あり	連携なし	
			予定あり
福井県	2	0	0
山梨県	2	0	0
長野県	5	0	0
岐阜県	5	0	0
静岡県	5	0	0
愛知県	10	0	0
三重県	5	0	0
滋賀県	0	2	0
京都府	3	0	0
大阪府	6	0	0
兵庫県	5	0	0
奈良県	0	2	0
和歌山県	2	0	0
鳥取県	3	0	0
島根県	4	0	0
岡山県	3	0	0
広島県	3	0	0

自治体名	連携あり	連携なし	
			予定あり
山口県	5	0	0
徳島県	3	0	0
香川県	2	0	0
愛媛県	3	0	0
高知県	2	0	0
福岡県	6	0	0
佐賀県	1	0	0
長崎県	2	0	0
熊本県	1	1	0
大分県	2	0	0
宮崎県	3	0	0
鹿児島県	3	0	0
沖縄県	2	0	0
札幌市	0	1	0
仙台市	1	0	0
さいたま市	1	0	0
千葉市	1	0	0
横浜市	4	0	0

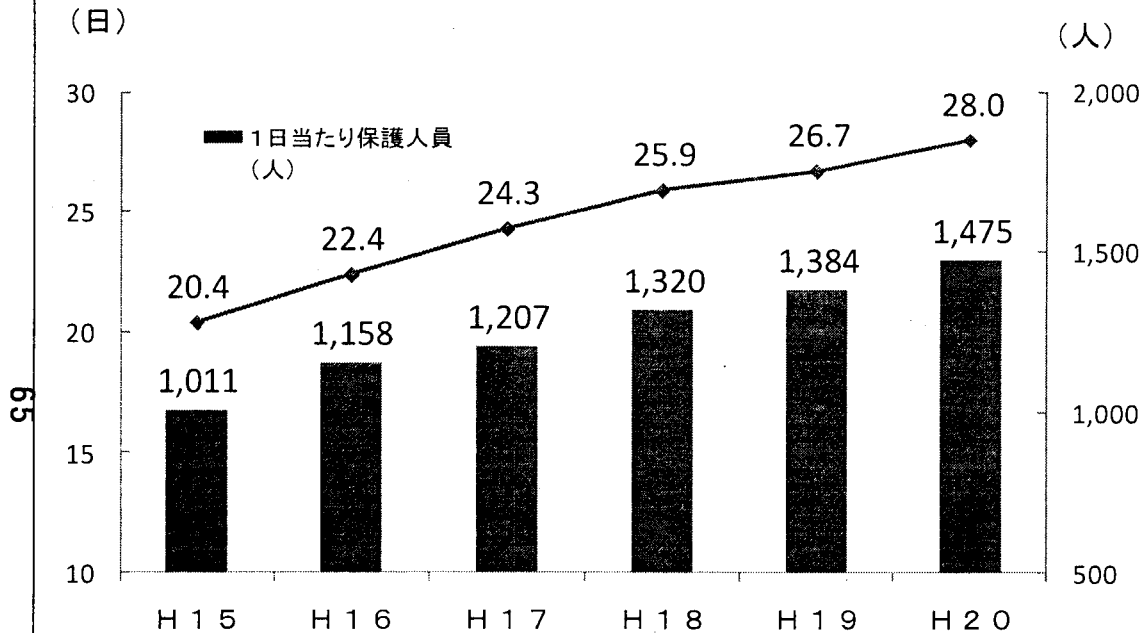
自治体名	連携あり	連携なし	
			予定あり
川崎市	2	0	0
相模原市	1	0	0
新潟市	1	0	0
静岡市	1	0	0
浜松市	1	0	0
名古屋市	1	0	0
京都市	1	0	0
大阪市	1	0	0
堺市	1	0	0
神戸市	1	0	0
岡山市	1	0	0
広島市	1	0	0
北九州市	1	0	0
福岡市	1	0	0
横須賀市	1	0	0
金沢市	1	0	0
熊本市	1	0	0
合計	193	11	0

※ 「予定あり」とは、今後、医療機関との協力等を予定している児童相談所である。

一時保護所の現状について

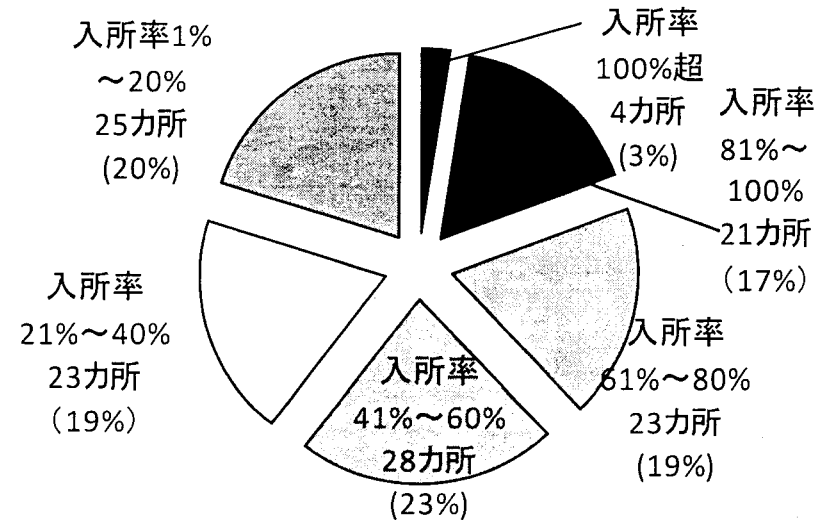
1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員、平均在所日数ともに増加傾向



年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々



※H21.1~12の間の一時保護所(124カ所)の平均入所率

一時保護児童の受け入れ状況

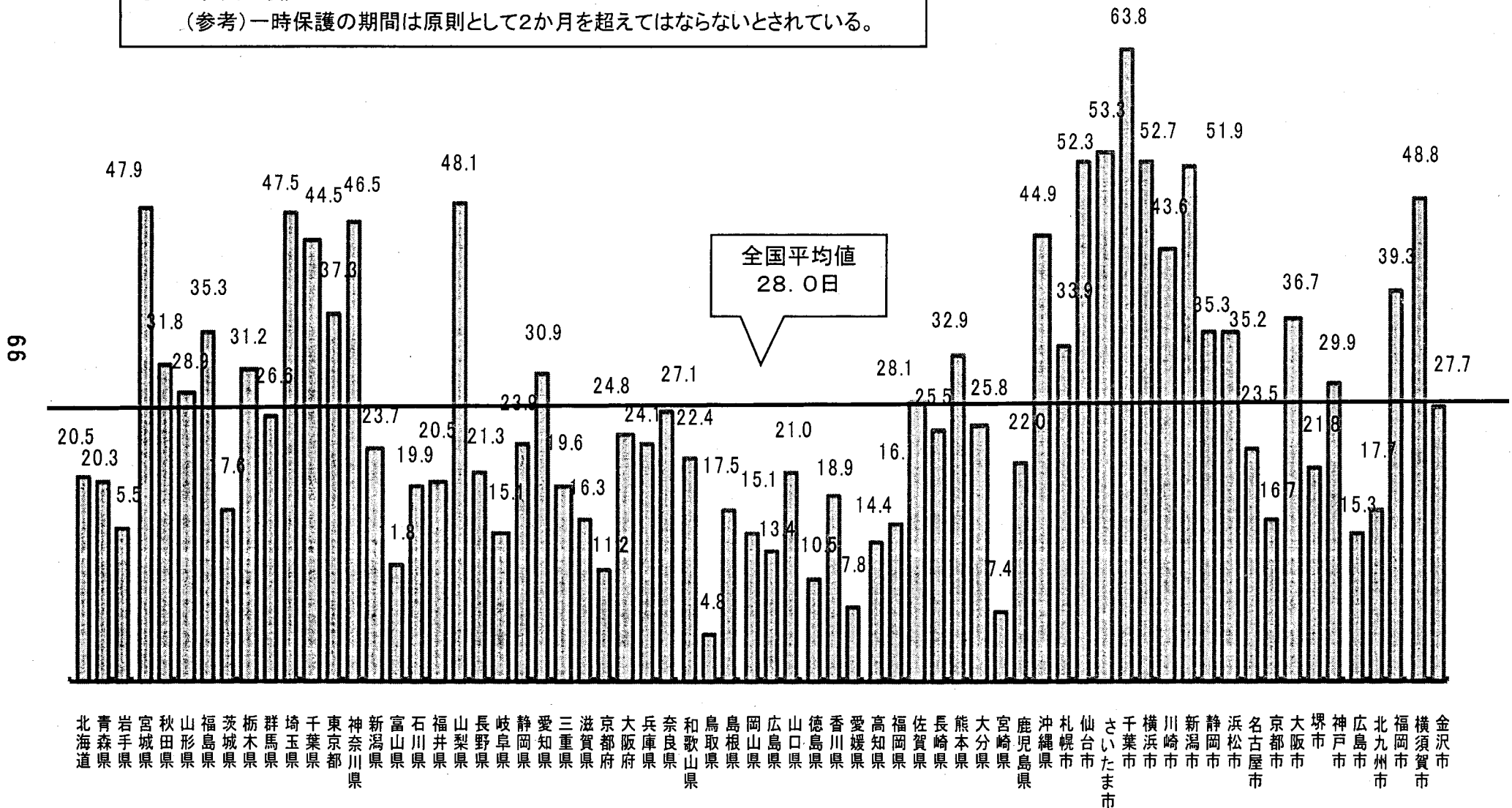
○ 約3割の自治体において、定員を超えて一時保護を実施

【定員を超える状況にある一時保護所を有する自治体】 ※[]内は児童相談所設置自治体数に占める割合

(18年) 23自治体[34.8%] → (19年) 21自治体[31.8%] → (20年) 21自治体[31.8%] → (21年) 25自治体[36.2%]

(参考) 都道府県等別一時保護所における平均在所日数

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数
 ○ 全国平均値 : 28.0日
 (参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)[平成20年度]

個別対応のための環境改善

【趣旨】

個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善については、平成22年1月29日に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」において、前計画である「子ども・子育て応援プラン」に引き続き、平成26年までに、全都道府県・指定都市・児童相談所設置市での実施を目指すこととされている。

※全一時保護所数：124か所
(平成22年4月1日現在)

【現状】

下記①～⑦による個別対応のための環境改善が図られている
一時保護所の数：48か所（38.7%）

自治体名	図られている	充分図られている とは言えない	図られていない	今後の改善予定
北海道	0	5	3	2
青森県	0	1	0	0
岩手県	0	1	2	0
宮城県	0	1	0	1
秋田県	0	0	1	1
山形県	0	2	0	0
福島県	0	4	0	0
茨城県	0	1	0	1
栃木県	0	1	0	1
群馬県	0	1	0	1
埼玉県	0	3	0	0
千葉県	0	5	0	5
東京都	2	4	0	0
神奈川県	3	0	0	0
新潟県	1	2	0	0
富山県	1	1	0	1
石川県	2	0	0	0
福井県	0	2	0	2
山梨県	1	1	0	0
長野県	0	2	0	1
岐阜県	0	1	1	0
静岡県	1	1	0	0
愛知県	1	0	0	0
三重県	1	1	0	0
滋賀県	0	2	0	1
京都府	2	1	0	0
大阪府	1	0	0	0
兵庫県	1	0	0	0
奈良県	0	1	0	1
和歌山県	1	0	0	0
鳥取県	2	1	0	0
島根県	2	2	0	0
岡山県	0	2	0	0
広島県	1	1	0	1
山口県	0	1	0	0
徳島県	1	0	0	0
香川県	1	0	0	0
愛媛県	1	2	0	2
高知県	0	1	0	1

自治体名	図られている	充分図られている とは言えない	図られていない	今後の改善予定
福岡県	2	2	0	1
佐賀県	1	0	0	0
長崎県	0	2	0	1
熊本県	1	0	0	0
大分県	0	1	0	0
宮崎県	3	0	0	0
鹿児島県	1	1	0	1
沖縄県	0	1	0	1
札幌市	1	0	0	0
仙台市	0	0	1	0
さいたま市	0	1	0	0
千葉市	1	0	0	0
横浜市	3	0	0	0
川崎市	0	1	0	1
相模原市	0	0	0	0
新潟市	0	1	0	0
静岡市	0	1	0	0
浜松市	1	0	0	0
名古屋市	0	1	0	0
京都市	0	0	1	1
大阪市	1	0	0	0
堺市	1	0	0	0
神戸市	1	0	0	0
岡山市	1	0	0	0
広島市	0	1	0	0
北九州市	1	0	0	0
福岡市	1	0	0	0
横須賀市	1	0	0	0
金沢市	1	0	0	0
熊本市	0	0	0	0
合計	48	67	9	28

※「図られている」場合の内容は以下のとおり。

- ① 行動様式が異なる子どもが入所している場面があることから、生活場面の流れや状況の変化に応じてそれぞれに対応できる職員体制を確保
- ② 夜間や子どもの学習時間帯など、職員の勤務形態や専門性の観点から対応が困難な場面においては、夜間対応協力員、学習指導協力員などを適宜配置
- ③ 子どもの年齢や性別に応じた処遇が可能となる居室の整備
- ④ 個別指導等に使用できる個室の整備や、ユニット化などによる生活空間の小規模化(発達障害児や非行児童等について、子ども自身の情緒等の安定を図るため又は他の児童からの刺激の軽減や他の児童に対する影響等への配慮が必要な場合)
- ⑤ 子どもの状況に合わせて居室を提供(グループ分け)できるよう、居室を小規模化
- ⑥ 行動様式等が異なる子どもの混合処遇とならないよう自治体内の他の一時保護所と入所児童の受入れについての役割分担の実施
- ⑦ 配慮が必要な子どもについて、児童養護施設等に一時保護委託できるよう、施設等と取り決めの実施

児童相談所一時保護所の環境改善について

○ 子ども・子育てビジョンについて

- ・ 少子化社会対策基本法に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、平成22年度～26年度における施策内容とその実施計画を定めた「子ども・子育てビジョン」が本年1月29日に閣議決定された。
- ・ この中で、前計画である「子ども・子育て応援プラン」において今後5年間の目標として掲げられていた「個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善」について、引き続き、本ビジョンにおいても全都道府県・指定都市・児童相談所設置市での実施を目指すことが掲げられている。
- ・ 一時保護所で生活する子どものため、以下を参考に、地域の実情に応じた必要な環境改善に積極的に努めていただきたい。

○ 環境改善の基本的な考え方

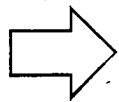
- ・ 一時保護所は、家庭環境、保護に至る経緯、子どもの行動の特徴、年齢などが様々な男女の児童が、必ずしも予定されない形で入所してくる場所であることから、
 - ① 子どもの心身の状況が確認できないまま直ちに保護しなければならない場合も多く、かつ、子どもの入れ替わりが激しいため、集団としての安定性を維持しにくい、
 - ② 住み慣れた環境から突然切り離されて集団生活に入ること、子どもが情緒的な不安定を招きやすい、等の課題を抱えている。
- ・ このため、子どもが集団生活の中でも安心して過ごせるよう、ゆとりのある生活空間や個々に応じた配慮が可能な設備及びケア体制の整備が必要である。
- ・ こうしたことから、児童相談所一時保護所の環境改善に当たっては、出来る限り、ハード・ソフト両面からの改善を視野に入れることが望ましい。

○ 具体的な改善例

地域の実情に応じて、以下のような改善のいずれか又は複数を組み合わせて実施。

ソフト面

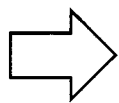
- ・ 行動様式等が異なる子どもが入所している場面があることから、生活場面の流れや状況の変化に応じてそれぞれに対応できる職員体制を確保
- ・ 夜間や子どもの学習時間帯など、職員の勤務形態や専門性の観点から対応が困難な場面においては、夜間対応協力員、学習指導協力員などを適宜配置などにより、子どもが安心して過ごせるよう人的体制を整える。



- ・ 児童入所施設措置費等国庫負担金において、常勤相当の心理職員の配置が可能
- ・ 児童虐待防止対策支援事業において、対応協力員確保のための補助あり

ハード面

- ・ 子どもの年齢や性別に応じた処遇が可能となる居室の整備
 - ・ 発達障害児や非行児童等について、子ども自身の情緒等の安定を図るため又は他の児童からの刺激の軽減や他の児童に対する影響等への配慮が必要な場合には、個別指導等に使用できる個室の整備や、ユニット化などにより生活空間を小規模化
 - ・ 子どもの状況に合わせて居室を提供（グループ分け）できるよう、居室を小規模化
 - ・ 行動様式等が異なる子どもの混合処遇とならないよう、自治体内の他の一時保護所と入所児童の受入れについて役割分担を行う
 - ・ 配慮が必要な子どもについて、児童養護施設等に一時保護委託できるよう施設等と取り決めをしておく
- などにより、子どもが安心して過ごせるよう施設整備を行う。



- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金において、改修等に必要な経費の補助あり

全国児童相談所一覧（平成22年5月10日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
1 北海道	中央児童相談所	064-8564	札幌市中央区円山西町2-1-1	011-631-0301
	旭川児童相談所	070-0040	旭川市10条通11	0166-23-8195
	稚内分室	097-0002	稚内市潮見1-11	0162-32-6171
	帯広児童相談所	080-0802	帯広市東2条南24-14	0155-22-5100
	釧路児童相談所	085-0053	釧路市豊川町3-18	0154-23-7147
	函館児童相談所	040-8552	函館市中島町37-8	0138-54-4152
	北見児童相談所	090-0061	北見市東陵町36-3	0157-24-3498
	岩見沢児童相談所	068-0828	岩見沢市鳩が丘1-9-16	0126-22-1119
	室蘭児童相談所	050-0082	室蘭市寿町1-6-12	0143-44-4152
2 青森	中央児童相談所	038-0003	青森市石江字江渡5-1	017-781-9744
	弘前児童相談所	036-8065	弘前市大字西北北1-3-7	0172-36-7474
	八戸児童相談所	039-1101	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-2271
	五所川原児童相談所	037-0046	五所川原市栄町10	0173-38-1555
	七戸児童相談所	039-2571	上北郡七戸町字蛇坂55-1	0176-60-8086
	むつ児童相談所	035-0073	むつ市中央1-1-8	0175-23-5975
3 岩手	福祉総合相談センター	020-0015	盛岡市本町通3-19-1	019-629-9600
	宮古児童相談所	027-0075	宮古市和見町9-29	0193-62-4059
	一関児童相談所	021-0027	一関市竹山町5-28	0191-21-0560
4 宮城	中央児童相談所	980-0014	仙台市青葉区本町1-4-39	022-224-1532
	東部児童相談所	986-0812	石巻市東中里1-4-32	0225-95-1121
	気仙沼支所	988-0066	気仙沼市東新城3-3-3	0226-21-1020
	北部児童相談所	989-6161	大崎市古川駅南2-4-3	0229-22-0030
5 秋田	中央児童相談所	010-1602	秋田市新屋下川原町1-1	018-862-7311
	北児童相談所	018-5601	大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3956
	南児童相談所	013-8503	横手市旭川1-3-46	0182-32-0500
6 山形	中央児童相談所	990-0031	山形市十日町1-6-6	023-627-1195
	庄内児童相談所	997-0013	鶴岡市道形町49-6	0235-22-0790
7 福島	中央児童相談所	960-8002	福島市森合町10-9	024-534-5101
	県中児童相談所	963-8540	郡山市麓山1-1-1	024-935-0611
	白河相談室	961-0074	白河市字郭内127	0248-22-5648
	会津児童相談所	965-0003	会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3	0242-23-1400
	南会津相談室	967-0004	南会津町大字田島字天道沢甲2542-2	0241-63-0309
	浜児童相談所	970-8033	いわき市自由が丘38-15	0246-28-3346
	南相馬相談室	975-0031	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1135
8 茨城	福祉相談センター	310-0011	水戸市三の丸1-5-38	029-221-4992
	日立児童分室	317-0072	日立市弁天町3-4-7	0294-22-0294
	鹿行児童分室	311-1517	鉾田市鉾田1367-3	0291-33-4119
	土浦児童相談所	300-0812	土浦市下高津3-14-5	029-821-4595
	筑西児童相談所	308-0847	筑西市玉戸1336-16	0296-24-1614
9 栃木	中央児童相談所	320-0071	宇都宮市野沢町4-1	028-665-7830
	県南児童相談所	328-0042	栃木市沼和田町17-22	0282-24-6121
	県北児童相談所	329-2723	那須塩原市南町7-20	0287-36-1058
10 群馬	中央児童相談所	379-2166	前橋市野中町360-1	027-261-1000
	北部支所	377-0027	渋川市金井394	0279-20-1010
	西部児童相談所	370-0829	高崎市高松町6	027-322-2498
	東部児童相談所	373-0033	太田市西本町41-34	0276-31-3721
11 埼玉	中央児童相談所	362-0013	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152
	南児童相談所	330-0073	さいたま市浦和区元町2-30-20	048-885-4152
	川越児童相談所	350-0838	川越市宮元町33-1	049-223-4152
	所沢児童相談所	359-0042	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152
	熊谷児童相談所	360-0014	熊谷市箱田5-12-1	048-521-4152
	越谷児童相談所	343-0033	越谷市大字恩間402-1	048-975-4152
	草加支所	340-0035	草加市西町425-2	048-920-4152

全国児童相談所一覧（平成22年5月10日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
12 千葉	中央児童相談所	263-0016	千葉市稲毛区天台1-10-3	043-253-4101
	市川児童相談所	272-0026	市川市東大和田2-8-6	047-370-1077
	柏児童相談所	277-0831	柏市根戸445-12	04-7131-7175
	銚子児童相談所	288-0813	銚子市台町2183	0479-23-0076
	東上総児童相談所	297-0029	茂原市高師3007-6	0475-27-1733
	君津児童相談所	299-1151	君津市中野4-18-9	0439-55-3100
13 東京	新宿区児童相談所	162-0052	新宿区戸山3-17-1	03-3208-1121
	北児童相談所	114-0002	北区王子6-1-12	03-3913-5421
	品川児童相談所	140-0001	品川区北品川3-7-21	03-3474-5442
	立川児童相談所	190-0012	立川市曙町3-10-19	042-523-1321
	墨田児童相談所	130-0022	墨田区江東橋1-16-10	03-3632-4631
	杉並児童相談所	167-0052	杉並区南荻窪4-23-6	03-5370-6001
	小平児童相談所	187-0002	小平市花小金井1-31-24	042-467-3711
	八王子児童相談所	193-0931	八王子市台町2-7-13	042-624-1141
	足立児童相談所	123-0845	足立区西新井本町3-8-4	03-3854-1181
	多摩児童相談所	206-0024	多摩市諏訪2-6	042-372-5600
	世田谷児童相談所	156-0054	世田谷区桜丘5-28-12	03-5477-6301
14 神奈川	中央児童相談所	252-0813	藤沢市亀井野3119	0466-84-1600
	鎌倉三浦地域児童相談所	238-0006	横須賀市日の出町1-4-7	046-828-7050
	小田原児童相談所	250-0042	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000
	県北地域児童相談所	252-0206	相模原市中央区淵野辺2-7-2	042-750-0002
	厚木児童相談所	243-0004	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
15 新潟	中央児童相談所	950-0121	新潟市江南区亀田向陽4-2-1	025-381-1111
	長岡児童相談所	940-0865	長岡市四郎丸町237	0258-35-8500
	上越児童相談所	943-0807	上越市春日山町3-4-17	025-524-3355
	新発田児童相談所	957-8511	新発田市豊町3-3-2	0254-26-9131
	南魚沼児童相談所	949-6623	南魚沼市六日町620-2	025-770-2400
16 富山	富山児童相談所	930-0964	富山市東石金町4-52	076-423-4000
	高岡児童相談所	933-0045	高岡市本丸町12-12	0766-21-2124
17 石川	中央児童相談所	920-8557	金沢市本多町3-1-10	076-223-9553
	七尾児童相談所	926-0031	七尾市古府町そ部8	0767-53-0811
18 福井	総合福祉相談所	910-0026	福井市光陽2-3-36	0776-24-5138
	敦賀児童相談所	914-0074	敦賀市角鹿町1-32	0770-22-0858
19 山梨	中央児童相談所	400-0005	甲府市北新1-2-12	055-254-8617
	都留児童相談所	402-0054	都留市田原3-5-24	0554-45-7838
20 長野	中央児童相談所	380-0928	長野市若里7-1-7	026-228-0441
	松本児童相談所	390-1401	松本市波田9986	0263-91-3370
	飯田児童相談所	395-0157	飯田市大瀬木1107-54	0265-25-8300
	諏訪児童相談所	392-0027	諏訪市湖岸通り1-19-13	0266-52-0056
	佐久児童相談所	385-0022	佐久市岩村田3152-1	0267-67-3437
21 岐阜	中央子ども相談センター	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1	058-273-1111
	西濃子ども相談センター	503-0852	大垣市禾森町5-1458-10	0584-78-4838
	中濃子ども相談センター	505-8508	美濃加茂市古井町下古井字大脇2610-1	0574-25-3111
	東濃子ども相談センター	507-8708	多治見市上野町5-68-1	0572-23-1111
	飛騨子ども相談センター	506-0032	高山市千島町35-2	0577-32-0594
22 静岡	中央児童相談所	422-8031	静岡市駿河区有明2-20	054-286-9236
	西部児童相談所	438-8622	磐田市見付3599-4	0538-37-2810
	東部児童相談所	410-8543	沼津市高島本町1-3	055-920-2085
	賀茂児童相談所	415-0016	下田市中531-1	0558-24-2038
	富士児童相談所	416-0906	富士市本市場441-1	0545-65-2141

全国児童相談所一覧（平成22年5月10日現在）


都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
23 愛知	中央児童・障害者相談センター	460-0001	名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-7250
	海部児童・障害者相談センター	496-8535	津島市西柳原町1-1-4	0567-25-8118
	知多児童・障害者相談センター	475-0902	半田市宮路町1-1	0569-22-3939
	西三河児童・障害者相談センター	444-0860	岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2779
	豊田加茂児童・障害者相談センター	471-0877	豊田市錦町1-22-1	0565-33-2211
	新城設楽児童・障害者相談センター	441-1326	新城市字中野6-1	0536-23-7366
	東三河児童・障害者相談センター	440-0806	豊橋市八町通5-4	0532-54-6465
	一宮児童相談センター	491-0917	一宮市昭和1-11-11	0586-45-1558
	春日井児童相談センター	480-0304	春日井市神屋町713-8	0568-88-7501
	刈谷児童相談センター	448-0851	刈谷市神田町1-3-4	0566-22-7111
24 三重	北勢児童相談所	510-0894	四日市市山崎町977-1	059-347-2030
	中勢児童相談所	514-0113	津市一身田大古管字雁田694-1	059-231-5666
	南勢志摩児童相談所	516-8566	伊勢市勢田町622	0596-27-5143
	伊賀児童相談所	518-8533	伊賀市四十九町2802	0595-24-8060
	紀州児童相談所	519-3695	尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3435
25 滋賀	中央子ども家庭相談センター	525-0072	草津市笠山7-4-45	077-562-1121
	彦根子ども家庭相談センター	522-0043	彦根市小泉町932-1	0749-24-3741
26 京都	家庭支援総合センター	605-0862	京都市東山区清水4-185-1	075-531-9600
	宇治児童相談所	611-0033	宇治市大久保町井ノ尻13-1	0774-44-3340
	福知山児童相談所	620-0881	福知山市字堀小字内田1939-1	0773-22-3623
27 大阪	中央子ども家庭センター	572-0838	寝屋川市八坂町28-5	072-828-0161
	池田子ども家庭センター	563-0041	池田市満寿美町9-17	072-751-2858
	吹田子ども家庭センター	564-0072	吹田市出口町19-3	06-6389-3526
	東大阪子ども家庭センター	577-0809	東大阪市永和1-7-4	06-6721-1966
	富田子ども家庭センター	584-0031	富田林市寿町2-6-1 大阪府南河内府民センタービル内	0721-25-1131
	岸和田子ども家庭センター	596-0043	岸和田市宮前町7-30	072-445-3977
28 兵庫	中央子ども家庭センター	673-0021	明石市北王子町13-5	078-923-9966
	洲本分室	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799-26-2075
	西宮子ども家庭センター	662-0862	西宮市青木町3-23	0798-71-4670
	尼崎駐在	661-0024	尼崎市三反田町1-1-1	06-6423-0801
	川西子ども家庭センター	666-0017	川西市火打1-22-8	072-756-6633
	丹波分室	669-3309	丹波市柏原町柏原688	0795-73-3866
	姫路子ども家庭センター	670-0092	姫路市新在家本町1-1-58	0792-97-1261
	豊岡子ども家庭センター	668-0025	豊岡市幸町1-8	0796-22-4314
29 奈良	中央子ども家庭相談センター	630-8306	奈良市紀寺町833	0742-26-3788
	高田子ども家庭相談センター	635-0095	大和高田市大中17-6	0745-22-6079
30 和歌山	子ども・女性・障害者相談センター	641-0014	和歌山市毛見1437-218	073-445-5312
	紀南児童相談所	646-0062	田辺市明洋1-10-1	0739-22-1588
	新宮分室	647-8551	新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-22-8551
31 鳥取	中央児童相談所	680-0901	鳥取市江津318-1	0857-23-1031
	米子児童相談所	683-0052	米子市博労町4-50	0859-33-1471
	倉吉児童相談所	682-0881	倉吉市宮川町2-36	0858-23-1141
32 島根	中央児童相談所	690-0823	松江市西川津町3090-1	0852-21-3168
	隠岐相談室	685-8601	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9706
	出雲児童相談所	693-0051	出雲市小山町70	0853-21-0007
	浜田児童相談所	697-0023	浜田市上府町イ2591	0855-28-3560
	益田児童相談所	698-0041	益田市高津8-14-8	0856-22-0083
33 岡山	中央児童相談所	700-0807	岡山市北区南方2-13-1	086-246-4152
	倉敷児童相談所	710-0052	倉敷市美和1-14-31	086-421-0991
	井笠相談室	714-8502	笠岡市六番町2-5	0865-69-1680
	高梁分室	716-8585	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2833
	高梁分室新見相談室	718-8550	新見市高尾2400	0867-72-2974
	津山児童相談所	708-0004	津山市山北288-1	0868-23-5131

全国児童相談所一覧（平成22年5月10日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
34 広島	西部こども家庭センター	734-0003	広島市南区宇品東4-1-26	082-254-0381
	東部こども家庭センター	720-0838	福山市瀬戸町山北291-1	084-951-2340
	北部こども家庭センター	728-0013	三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181
35 山口	中央児童相談所	753-0214	山口市大内御堀922-1	083-922-7511
	岩国児童相談所	740-0016	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1513
	周南児童相談所	745-0836	周南市慶万町2-13	0834-21-0554
	下関児童相談所	751-0823	下関市貴船町3-2-2	083-223-3191
	萩児童相談所	758-0041	萩市江向河添沖田531-1	0838-22-1150
36 徳島	中央こども女性相談センター	770-0942	徳島市昭和町5-5-1	088-622-2205
	南部こども女性相談センター	774-0011	阿南市領家町野神319	0884-22-7130
	西部こども女性相談センター	777-0005	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-55-3323
37 香川	子ども女性相談センター	760-0004	高松市西宝町2-6-32	087-862-8861
	西部子ども相談センター	763-0082	丸亀市土器町東8-526	0877-24-3173
38 愛媛	中央児童相談所	790-0811	松山市本町7-2	089-922-5040
	南予児童相談所	798-0060	宇和島市丸之内3-1-19	0895-22-1245
	東予児童相談所	792-0825	新居浜市星原町14-38	0897-43-3000
39 高知	中央児童相談所	781-5102	高知市大津甲770-1	088-866-6791
	幡多児童相談所	787-0033	四万十市中村大橋通り7-4-22	0880-34-3550
40 福岡	福岡児童相談所	816-0804	春日市原町3-1-7	092-586-0023
	久留米児童相談所	830-0047	久留米市津福本町金丸281	0942-32-4458
	田川児童相談所	826-0041	田川市弓削田188	0947-42-0499
	大牟田児童相談所	836-0027	大牟田市西浜田町4-1	0944-54-2344
	宗像児童相談所	811-3436	宗像市東郷5-5-3	0940-37-3255
	京築児童相談所	828-0021	豊前市大字八屋2007-1	0979-84-0407
41 佐賀	中央児童相談所	840-0851	佐賀市天祐1-8-5	0952-26-1212
	唐津分室	847-0012	唐津市大名小路3-1	0955-73-1141
42 長崎	長崎こども・女性・障害者支援センター	852-8114	長崎市橋口町10-22	095-844-6166
	佐世保こども・女性・障害者支援センター	857-0034	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5080
43 熊本	中央児童相談所	861-8039	熊本市長嶺南2-3-3	096-381-4451
	八代児童相談所	866-8555	八代市西片町1660	0965-33-3247
44 大分	中央児童相談所	870-0889	大分市荏隈5丁目	097-544-2016
	中津児童相談所	871-0024	中津市中央町1-10-22	0979-22-2025
45 宮崎	中央児童相談所	880-0032	宮崎市霧島1-1-2	0985-26-1551
	都城児童相談所	885-0017	都城市年見町14-1-1	0986-22-4294
	延岡児童相談所	882-0803	延岡市大貫町1-2845	0982-35-1700
46 鹿児島	中央児童相談所	891-0175	鹿児島市桜ヶ丘6-12	099-264-3003
	大島児童相談所	894-0012	奄美市名瀬小俣町20-2	0997-53-6070
	大隅児童相談所	893-0011	鹿児島市打馬2-16-6	0994-43-7011
47 沖縄	中央児童相談所	903-0804	那覇市首里石嶺町4-404-2	098-886-2900
	八重山分室	907-0002	石垣市真栄里438-1（八重山福祉保健所内）	0980-88-7801
	コザ児童相談所	904-2143	沖縄市字知花6-34-6	098-937-0859

全国児童相談所一覧（平成22年5月10日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
48 札幌市	札幌市児童相談所	060-0007	札幌市中央区北7条西26	011-622-8630
49 仙台市	仙台市児童相談所	981-0908	仙台市青葉区東照宮1-18-1	022-219-5111
50 さいたま市	さいたま市児童相談所	338-8686	さいたま市中央区下落合5-6-11	048-840-6107
51 千葉市	千葉市児童相談所	261-0003	千葉市美浜区高浜3-2-3	043-277-8880
52 横浜市	中央児童相談所	232-0024	横浜市南区浦舟町3-44-2	045-260-6510
	西部児童相談所	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10	045-331-5471
	南部児童相談所	235-0045	横浜市磯子区洋光台3-18-29	045-831-4735
	北部児童相談所	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2441
53 川崎市	中央児童相談所	213-0013	川崎市高津区末長276-5	044-877-8111
	南部児童相談所	210-0804	川崎市川崎区藤崎1-6-8	044-244-7411
54 相模原市	相模原市児童相談所	252-0206	相模原市中央区淵野辺2-7-2	042-730-3500
55 横須賀市	横須賀市児童相談所	238-8525	横須賀市小川町16	046-820-2323
56 新潟市	新潟市児童相談所	951-8133	新潟市中央区川岸町1-57-1	025-230-7777
57 金沢市	金沢市児童相談所	921-8171	金沢市富樫3-10-1	076-243-4158
58 静岡市	静岡市児童相談所	420-0947	静岡市葵区堤町914-417	054-275-2871
59 浜松市	浜松市児童相談所	430-0929	浜松市中区中央1-12-1	053-457-2703
60 名古屋市	名古屋市中央児童相談所	466-0858	名古屋市昭和区折戸町4-16	052-757-6111
	名古屋市西部児童相談所	454-0875	名古屋市中川区小城町1-1-20	052-365-3231
61 京都市	京都市児童相談所	602-8155	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-25	075-801-2929
62 大阪市	大阪市こども相談センター	540-0003	大阪市中央区森ノ宮中央1-17-5	06-4301-3100
63 堺市	堺市子ども相談所	593-8301	堺市西区上野芝町2-4-2	072-276-7123
64 神戸市	こども家庭センター	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-3-1	078-382-2525
65 岡山市	岡山市こども総合相談所	700-8546	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-2525
66 広島市	広島市児童相談所	732-0052	広島市東区光町2-15-55	082-263-0694
67 北九州市	子ども総合センター	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6	093-881-4556
68 福岡市	こども総合相談センター	810-0065	福岡市中央区地行浜2-1-28	092-832-7100
69 熊本市	熊本市児童相談所	862-0971	熊本市大江4-2-60	096-366-8181

※1  一時保護所を設置する児童相談所

※2  東京都児童相談センターは一時保護所を3か所設置

→ 児童相談所数=205か所（平成22年5月10日現在）

→ 一時保護所数=125か所（平成22年5月10日現在）

